

平成30年第8回ニセコ町議会定例会 第1号

平成30年12月12日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 請願第 2号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）
の採択を求める請願
（ニセコ町 埴 敏博 紹介議員 三谷典久）
- 6 認定第 1号 平成29年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
（決算特別委員会報告）
- 7 議案第 1号 請負契約の変更について
（ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事（建築主体工事））
- 8 議案第 2号 指定管理者の指定について（近藤地域コミュニティセンター）
- 9 議案第 3号 指定管理者の指定について（元町地域コミュニティセンター）
- 10 議案第 4号 指定管理者の指定について（里見地域コミュニティセンター）
- 11 議案第 5号 指定管理者の指定について（ニセコ地域コミュニティセンター）
- 12 議案第 6号 指定管理者の指定について（福井地区コミュニティセンター）
- 13 議案第 7号 指定管理者の指定について（ニセコ町曾我活性化センター）
- 14 議案第 8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 15 議案第 9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 16 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 17 議案第11号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算
（提案理由の説明）
- 18 議案第12号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
（提案理由の説明）
- 19 議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
（提案理由の説明）
- 20 発議第 1号 ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める意見

書案

(提案理由の説明)

- 2 1 発議第 2 号 ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望
書案

(提案理由の説明)

- 2 2 発議第 3 号 国保の抜本的改革を求める意見書案
(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

1 番	木 下 裕 三	2 番	浜 本 和 彦
3 番	青 羽 雄 士	4 番	齊 藤 うめ子
5 番	竹 内 正 貴	6 番	三 谷 典 久
7 番	篠 原 正 男	8 番	新 井 正 治
9 番	猪 狩 一 郎	10 番	高 橋 守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	林 知 己
会 計 管 理 者	千 葉 敬 貴
総 務 課 長	阿 部 信 幸
総 務 課 参 事	黒 瀧 敏 雄
企 画 環 境 課 長	山 本 契 太
税 務 課 長	芳 賀 善 範
町 民 生 活 課 長	横 山 俊 幸
保 健 福 祉 課 長	折 内 光 洋
農 政 課 長	福 村 一 広
農 業 委 員 会 事 務 局 長	
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	藤 田 明 彦
商 工 観 光 課 長	前 原 功 治
建 設 課 長	高 瀬 達 矢
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	桜 井 幸 則
財 政 係 長	馬 渕 淳
代 表 監 査 委 員	小 松 弘 幸

教	育	長	菊	地	博
学	校	教	加	藤	孝
校	民	育	佐	藤	樹
学	学	課	高	田	二
校	習	長	酒	井	子
給	課		荒	木	隆
食	長				志
セ					
ン					
タ					
ー					
長					
農					
業					
委					
員					
会					
長					

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回ニセコ町議会定例会を開催いたします。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番、浜本和彦君、3番、青羽雄士君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの8日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、馬渕淳君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件と一般社団法人北海道保険医会ほか1団体より、難病医療費助成制度における臨床調査個人票の公費助成創設と国への意見書提出を求めます及び要望書、現在の日本に最も重要なことを、ニセコ町商工会ほか1団体より商工会に対する平成31年度市町村補助金についての要望をそれぞれ受理しておりますので、報

告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、9月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 守君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） 皆さん、おはようございます。第8回ニセコ町議会定例会におきまして行政報告をさせていただきます。本定例会におかれましても、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

それでは、行政報告書。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長。

行政報告書をめくっていただきまして、総務課の関係からであります。平成30年度北海道社会貢献賞の受賞についてということで、北海道社会貢献賞、自治功労として平成30年12月5日、篠原正男議員さんが受賞されております。篠原様におかれましては、41年間にわたり町職員として、そしてその後はニセコ町教育委員会教育長として大変な教育行政の発展にご尽力を賜り、後志、北海道のみならず全国で教育長としてご活躍された方でありまして、現在ニセコ町議会議員として地方自治の進展のためにさらにご貢献いただいているというような状況であります。このたびの北海道知事からの北海道社会貢献賞、まことにおめでとうでございます。

続きまして、その下、2のところではありますが、北海道胆振東部地震に係る被災町村への職員派遣ということで、9月23日から27日、10月21日から26日、2回に分けて安平、むかわの災害復旧支援ということで延べ3人の職員を派遣し、復旧作業のお手伝いをさせていただいてきたところであります。

その下、3として子育てと教育を考える首長の会ということで、主には自然保育といいますが、森のようちえんネットワーク等の共催による会議があり、ニセコ町からは教育長が出席をしております。

その下、ずっと下のほうではありますが、6として平成30年度ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟の幹事会が11月9日、東京で開催されております。現在ゴルフ場利用税が廃止の議論がありまして、これらにつきまして836市町村が加盟して反対運動、存続のための運動を行っているところであります。北海道からは76団体が加入をし、会長は岐阜県の可児市長の富田市長さん、副会長には北海道から北広島市長の上野市長さんが出られているというような状況でありまして、引き続きゴルフ場利用税堅持のための要請活動を進めてまいりたいと考えております。

次、2ページ目ではありますが、上段、7として第2回地域循環共生圏づくりという会議が環境省で行われております。これは、国が新たに進めようとしている脱炭素による持続可能な社会を目指

す戦略づくりを進めている、検討している会でありまして、新年度において国の各省庁に横串を刺すといった横断的な地域循環共生圏というものが発表され、全国的に取り組みられるということになっておりまして、その構想づくりのために環境省から声がかかりがあった15名の市町村長が出て、政策統括官とプラットフォームづくりについて議論をしてきたものであります。

以下、各会議等記載しているところであります。

その下、11番目として2ページ目の11番目ではありますが、全国町村長大会が11月28日、NHKホールで開催をされております。この中では、12の決議、それから特別決議があり、さらに緊急決議というものが行われております。この12の決議の主な点だけちょっと申し上げますと、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。近年地方交付税がずっと減少傾向ということになっておりまして、これを何とか歯どめをかけたいということが1点であります。それと、2点目が車体課税に係る地方税を確保し、ゴルフ場利用税を堅持すること、これは先ほど言いましたゴルフ場利用税と自動車に関する車体課税が減額されるという動きがあり、これらについて確保する、保持することということの要請活動であります。それと、3点目としては地方分権改革を推進すること、近年地方分権改革というのは相当停滞をしているといひますか、逆方向を向いているのではないかということの危機感からこういった決議になっております。それから、4点目としては農林漁業者が将来に希望を持てるよう、米国とのTAG協議は毅然とした姿勢で臨むとともに、TPP、日欧EPA対策に万全を期すること、そして道州制は導入しないことということを含めた全部で12の決議を行ったところであります。また、特別決議におきましては、大規模災害からの復旧、復興、全国的な防災、減災対策の強化に関する特別決議を行ったところであります。また、車体課税に関する地方税の確保に関する緊急決議というものを行っておりまして、現在車体課税に係る地方税というのはエコカー減税の導入とこれまで類似の税制改革により直近の10年間で約4,900億円、18%も減っている。逆に、道路、橋梁、トンネル等の維持補修費はどんどんかかっているという状況でありまして、こういった私どもの生活基盤のインフラ整備の財源がどんどんなくなっているということに対する危機感から、こういう決議を行ったものであります。

その下、12番目として冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致期成会の報告会が11月30日、記載のとおり開催をされております。

13番目として後志自動車道余市インターチェンジ小樽ジャンクション間開通式典及び祝う会についてということで、12月8日、余市で開催されておりました、皆様のご努力によって余市まで開通できたということで、今後さらに倶知安への開通に向けて協力してまいりたいというように考えております。

次に、3ページ目をめくっていただきまして、14としてニセコ町役場新庁舎建設に関して、記載のとおりそれぞれ会議を行ってきているところであります。

次、4ページ目をごらんいただきたいと思ひます。上段、16として泊原子力発電所の安全対策及び北海道電力の事業運営に関する報告についてということで、それぞれ記載のとおり会議等、あるいは説明等を受けているところであります。中ほどに11月22日ということで、30年度冬期間の節電

要請ということで、記載のとおり書いております。この冬の電力需給見通しでは、需給が最も厳しくなる2月で供給力611万キロワット、需要525万キロワットという状況でありまして、供給予備力というものが86万キロワット、供給予備率では16.4%の見込みという説明を受けております。電力の安定供給には最低限必要な供給予備力というのが3%以上ということになっておりまして、これを十分上回っているという説明を受けました。また、2月には万一の電力供給に備え、石狩湾新港発電所1号機、これは火力発電であります、の運転開始により緊急時の供給力として活用すると報告を受けておりまして、引き続き無理のない範囲での節電協力要請があったところでございます。

次、5ページ目をめくっていただきまして、上から2つ目、18としてニセコ町原子力防災訓練の実施、これは北海道原子力防災訓練と合同で統一して行っております。10月22日、記載のとおりの内容で行ったということであります。

以下、Jアラートの状況、それから空間放射線の測定状況、記載のとおりとなっております。

次、6ページ目ではありますが、上段21、平成30年北海道胆振東部地震停電復旧に係る町外事業者の協力事業者への感謝状の贈呈を10月9日に行っております。停電に伴う発電機の貸与による感謝状贈呈ということで、白木建設工業様、それから横関建設工業様にそれぞれ感謝状を贈呈させていただいたところであります。

以下、自衛隊の関連事業につきまして記載のとおりでありまして、北部方面隊の創立60周年記念事業が10月21日に札幌市でありました。

また、25として町有財産の売り払いということで、字本通45番地3ほか1筆ということで、記載のとおり売却を行っております。

次、7ページ目ではありますが、企画環境課の関係であります。上から3段書きまして、2としてようてい・西いぶり地域広域連携会議ということで、羊蹄山麓町村と西胆振の市町村で合同での地域連携を行っておりますが、(1)として若手職員の研修交流会を9月3日から4日にホテル甘露の森で開催させていただいたところであります。

また、その下、岩手県トップセールスということで、室蘭宮古フェリー開業に伴う交流、PRということで、羊蹄山麓町村長、それから西胆振の市町村長で岩手県知事、盛岡市長、あるいは宮古市長との懇談を行ってきたところであります。

その下、3として羊蹄山麓町村長会議についてということで、(1)として羊蹄山麓愛食デーということで、10月26日、昨年も行いましたが、統一しての給食ということで実施をしているところであります。

次に、8ページ目ではありますが、中ほど、6として北海道新幹線及び高速道路の建設促進ということで、記載のとおり道内要望、それから11月16日には中央要望を行ったところであります。

また、その下、(3)として鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局ニセコ鉄道建設所開所式が10月11日、行われております。塚越産業様のご協力によりまして用地の提供を受け、ニセコ町総合運動公園の西側ではありますが、ここに事務所を設けさせていただいたということでありまして、現在13名の方が働いておられ、現時点では4名の方がお住まいということになっております。

その下、7としてまちづくり委員会について、9月26日、ふるさとづくり寄附の新たなスキーム及びふるさと住民票の取り組みについて協議をいただいたところであります。

次、9ページ目であります。8として小・中学生まちづくり委員会の開催ということで、それぞれ記載のとおり開催をしていただいております。「本当に伝えたいニセコのこと！～自分しか知らないニセコの魅力をみんなに伝えよう～」ということでタウンウォッチング等をしていただいたところあります。

9番目としてまちづくり基本条例第4次改正検討について、第5回が9月14日、第6回が11月9日、それぞれご審議をいただいているところあります。

次、その下、10として国際交流事業の実施状況ということで、以下12の項目についてそれぞれイベントを開催しているところあります。

10ページ目であります。国際交流員の皆さんによりまして、ニセコ高校での特別授業や、あるいは第49回北海道国際理解教育研究大会が11月16日にニセコ中学校で開催ということにも参加をしているところあります。

その一番下であります。2としてJICAの視察対応ということで、海外からの視察にも記載のとおり対応したところあります。

次、11ページ目めくっていただきまして、11として地域公共交通確保と書いてありますが、デマンドバス路運行状況、記載のとおりとなっております。

また、その下、12としてふるさとづくり寄附につきまして、新条例になりましてから以下のとおり413万5,000円のご寄附をいただいたところあります。

次、12ページ目であります。13としてふるさと住民票の交付ということで、第1号の交付式を10月29日、ニセコ町役場で行い、該当者の方は首都圏の方であります。ラジオニセコにもご出演をいただいたところあります。ふるさと住民票の登録状況は、現在14人となっております。

次、その下、14として第8回自治創生協議会を9月25日、ニセコ町民センターで開催しております。

その下、15としてまちづくり町民講座、まず9月20日にみんなで考える地域運営セミナー、それから10月26日に女性の再就職・チャレンジ支援セミナーをそれぞれ開催し、13ページ目ありますが、12月3日に地域で実践！SDGsということで、これは元ニセコ町の企画環境課参事であり、現在環境省の大臣官房環境計画課長補佐をされている金井さんに来ていただきましてご講演をいただいたところあります。

その下、16としてニセコ中央倉庫群の利用状況、記載のとおりとなっております。271件、5,635人の皆さんにご利用いただいているということで、昨年から見ると4,000人ほど減っております。減の理由につきましては記載のとおり大きなイベントがなくなったということで減っているというよう状況でございます。

その下、ニセコ中央倉庫群連絡会議の開催ということで、中央倉庫群全体の活用についてご議論をいただいたというようなことあります。

次、14ページ目ありますが、生産性向上特別措置法による対応についてということで、国から

同意を受け、記載のとおり作業を進めているところでもあります。ニセコ町先端設備等導入計画の策定ということで、2件の事業者が該当になっている状況であります。

その下、19としてSDGsに係る取り組みについてということで、SDGs未来都市ニセコ町の企画展示、あるいは札幌の地下歩行空間チ・カ・ホにおける展示等を行ったところでもあります。

その下のほうです。20番目、環境審議会、第27回環境審議会が9月12日開催、そして次のページであります。第28回の環境審議会が11月13日、それぞれ役場で開催されているところでもあります。

その下、21、持続可能な発展を目指す自治体会議、それぞれ記載のとおり全国的なレベルでの協議を行っているところでもあります。

一番下であります。23として地熱・温泉熱アドバイザー派遣事業についてということで、10月12日、北海道立総合研究機構地質研究所資源環境部の皆さんに来ていただきまして、アドバイスを受けたところでもあります。

次、16ページ目ではありますが、上のほう、24として水資源保全全国自治体連絡会シンポジウム in ニセコが10月4日から5日まで、ヒルトンニセコビレッジほか町内を会場として行われており、会員ほか108名の皆さんが参加をいただいております。限りある水資源を守り伝えるためにということで、北大農学部研究科の柿澤教授による基調講演やオビラメの会の皆さんによる尻別川の未来を守る話をしていただいたところでもあります。

その下、25としてエネルギー構造高度化・転換理解促進事業についてということで、(1)として駅前周辺エリアの熱ポテンシャル調査ということで、6月11日から9月30日まで、温泉掘削ボーリングをさせていただいております。結果としては、中段ほどにずっと書いてありますが、動水位が地下120メートルほどにあると、揚湯特性図により150リットル毎分が上限であるということで、このときの温度が36.9度ということで、2月の温泉審議会にこれに係る動力を、ポンプをつける申請をする予定ということになっております。今後これらの有効活用に向けて、地域の現状等を踏まえながら、綺羅乃湯等への利用も含めて検討していきたいというように考えております。

その下、(2)として第2次環境モデル都市アクションプラン策定に係る住民説明会ということで、記載のとおり開催をし、あるいはその下、(3)として事業者向け省エネルギー診断をホテル、ペンション、農業者など行ったところでもあります。

一番下のほうであります。26、ニセコ町クールチョイス推進事業について、10月11日にエコナイトカフェ～地産地消編ということで、高橋牧場ミルク工房の高井裕子さんやニセコビュープラザ直売会の奥芝利弘さんのお話や意見交換をさせていただいたところでもあります。

また、17ページ目ではありますが、(2)としてエコナイトカフェ～地域の再生可能エネルギーにつきまして11月14日、講演と議論したというような中身であります。ふらの環境エネルギー事業化検討協議会の家次敬介さんのお話や、あるいは映画では地域でエネルギー会社を立ち上げたドキュメンタリー映画「おだやかな革命」の上映も行ったところでもあります。

その他イベントにつきましては、記載のとおりとなっております。

中段、27として環境学習についてということで、ニセコ高校講師派遣についてということで、11月22日、農業と環境というもの、あるいは環境モデル都市につきましてそれぞれ小樽開発建設部の後

志中部農業開発事業所副所長による授業等を行ったところであります。

以下、後段でコミュニティFM事業の実施状況、あるいはこんにちは・おぼんです町長室の開催状況、記載のとおりとなっております。

また、18ページ上段では、広報紙の特集について記載しております。

中段、31として行政視察の受け入れ状況、記載のとおりとなっております。

次、めくっていただきまして19ページ目ではありますが、税務課の関係であります。町税収納状況についてということで、平成30年11月末現在の状況を書いております。町税全体、それから国民健康保険税におきましても、いずれ現予算額を少し上回っているという状況でありまして、鋭意また徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、その下、2として年末調整等説明会の開催ということで、倶知安税務署主催の年末調整の説明会が11月19日、ニセコ町民センターで開催されております。

次、20ページ目、町民生活課の関係であります。町民センターの利用状況を1として記載しておりまして、また2としてマイナンバーの関係記載しております。

3番目が一般廃棄物の処理状況等について、ごみ収集量の実績、ごみ埋立量の実績、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、21ページ目をめくっていただきまして、(4)として使用済み小型家電の収集を10月26日、27日、それぞれ行っております。

それから、その下、4として秋のクリーン作戦の実施ということで10月5日、また10月1日から31日までは各自治会のご協力を得てそれぞれやっておくということで清掃月間として実施しておりまして、詳細については記載のとおりとなっております。

5番目としてごみ処理施設見学会を10月29日、記載のとおり開催をさせていただいております。

次、22ページ目に飛んでいただきまして、上段、8として交通安全運動の推進ということで、記載のとおりそれぞれイベントの協力ですとか、交通安全運動等を行ってきたところであります。

中ほど、(4)として交通安全ポスターコンクールということで、小学生から168点の応募をいただきまして、それぞれ記載のとおり審査をし、展示を11月1日から4日まで、ニセコ町民センターの文化まつり会場において行ったところであります。

その下、9として無料法律相談会の開設、それから行政相談の実施について、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、23ページ目をめくっていただきまして、上段、11として西富地区町民センターについて、西富地区町民センターの建てかえについて地元の皆さんとの意見交換をそれぞれ8月30日、10月11日、11月20日というふうに行ってきたところであります。

その下、保健福祉課の関係であります。1として地域医療確保対策の取り組み状況についてご報告を申し上げます。倶知安厚生病院の旧館の改築整備につきまして、去る8月30日に開催された倶知安厚生病院医療機能検討協議会という、この検討協議会の定期協議会において北海道厚生連から改築整備計画の基本構想素案というものが提示をされ、倶知安厚生病院の収支状況の説明がございました。当初この厚生病院の旧館につきましては、改築整備費は4階建てで40億円というふうに見

込んでいましたが、第1期整備した施設、新館をできる限り有効活用する、効率的に利用したいということで再検討の結果、計画案としては3階建て、建築費約30億円が必要との説明がございました。次に、倶知安厚生病院の収支状況について、さまざまな視点から状況説明をもってこの病院整備に伴う減価償却費の増加分を病院単体で吸収することは不可能と判断し、北海道厚生連中長期計画策定において自己資本による整備計画に盛り込むことは断念せざるを得ない。第9次中長期計画に盛り込むためには、各自治体の理解のもと、整備費用の関係町村による全額負担が必要と判断しているとの説明を受けたところであります。

その整備費用の全額負担が必要という判断に至った理由として、1つ目に累積欠損金の状況について述べられました。平成11年の第1期工事以降、平成29年までの累積赤字は45億8,000万円、19年間で黒字は平成17年度1年のみであり、財政支援があっても単年度黒字化に至っていないということ、またこれまでの赤字分は厚生連全体で毎年吸収してきたが、今年度以降帯広病院の整備や他総合病院の収支状況により、厚生連全体で倶知安病院の負担を吸収することは不可能な状況であるということが1つ目の理由でありました。2つ目につきまして、今後の経営努力ということについて説明がありました。経営改善につきましては、特に平成24年の羊蹄山麓7町村による救急、周産期など不採算部門への助成以降、今日まで常勤医師確保対策を含め黒字化に努力を重ねているところだ。しかしながら、病院収益は外的要因として診療単価の向上は期待できず、患者数に関しても長期処方化や地域における機能分散化により外来患者数は減少傾向にある。また、地域包括ケア病棟の有効活用により入院患者数は横ばいであるものの、季節変動による患者数の影響が大きく、経営改善を重ねながらも限界があり、大変厳しい状況である。以上、これらの要素を踏まえ、病院整備を検討するに当たり、収支計画を2割、5割、8割、全額の自己資本割合によることを計画したものの、いずれの負担割合においても減価償却費を加えた収支差額は黒字化する見通しを立てるには至らなかった。したがって、累積欠損金が回収できることにはならない。以上の理由に基づく判断であるという説明を受けたところであります。

この時点でのスケジュールは、第9次中長期整備計画に倶知安厚生病院の旧館改築の登載を来年1月中旬ごろまでに確定し、その後基本計画を策定、理事会を経て、来年3月の総会で承認され、正式決定したいということでございました。このため、11月中旬には関係自治体の意思としての足並みをそろえ、本年12月までの整備可否について最終判断を行ってほしいということが厚生連の提案でございました。

続いて、9月13日に本協議会町村長会議を開催し、対応についての協議をしたところであります。主な論点は6項目でございました。1つ目は、羊蹄山麓7町村は震度6で倒壊等の恐れがある倶知安厚生病院旧館の改築について財政支援をする必要があるということの確認。2つ目は、改築についての必要性と緊急性は認識しているものの、第1期増改築における負担割合などを参考にした場合、地元である倶知安町の負担額が示されない限り、残りの6自治体における当該整備の可否についての議論や判断を行うことは難しいということであり、倶知安の負担額の提示が必要であるということ。3つ目には、平成24年度から不採算部門について財政支援をしてきておりますが、将来にわたり赤字が一層膨らむことがないように常に見直しを図るなど、改善に向かう道筋を厚生連が示

すよう働きかける必要があるということ。次に、4つ目としては、当該整備費用の全額負担について町民の理解を得るためには、厚生病院が整備費用を一切負担しないという事態はいかなものかということ、早期に病院経営責任者である厚生連会長の意思確認を行う必要があるということ、次、5つ目としては、倶知安厚生病院は泊原発にある地域センター病院、また泊原発の災害拠点病院の指定を受けているわけであり、国や北海道の支援を強く求める行動を行う必要がある。次、6つ目におきましては、将来に向けた診療科の見直しなどの機能や役割についても一層の検討が必要であるという6つの重点的な意見が出され、引き続き協議をすることとしております。

これに引き続いて、10月10日に検討協議会臨時協議会におきまして倶知安町より、突然ではありましたが、不採算部門に対して1億円上乗せした上限3億円に拡充することによって旧館改築は厚生連が自己負担において行ってほしいという提案がなされました。厚生連側からは、1億円上乗せにおいても赤字の解消としてはならないということで、全額負担の再度要望があったところであり、協議の内容では、前回同様、倶知安の負担割合の提示、国及び北海道への支援要請、厚生連会長の意思確認等を再度検討いただくということにしたところであり、

また、今月4日の北海道新聞朝刊に倶知安町の行政報告において、協議期間の延長及び費用負担の折り合いがつかない場合には改築から耐震改修への変更などが報道されておりますが、町村長のこれまでの会議においては改築での議論をしていたところであり、耐震化というのは話題になっていないということをご報告申し上げておきたいと思っております。さらに、今後国や北海道への公的医療機関機能の確保のための支援要請を強力に行いつつ、協議の期間を31年度末まで延ばして検討しようということにしているところであり、

以上、倶知安厚生病院に関する報告でございます。

次に、24ページ目でございますが、ニセコハイツ敬老会につきまして9月3日、特別養護老人ホームニセコハイツ及びぐるーぷほーむきら里で開催をし、60名の方が参加をいただいております。また、ニセコ町敬老会は、9月5日が台風21号により延期となって、9月25日にホテルヒルトンニセコビレッジで開催をさせていただき、172名の方が参加をしております。また、本年も敬老お祝いカードをそれぞれ記載のとおり発送させていただいたところであり、

24ページの中ほど以降でございますが、ニセコ町社会福祉委員会、民生委員会議の開催、あるいはニセコ町福祉有償運送運営協議会の開催、要保護児童対策地域協議会ケース検討会議の開催、それぞれ記載のとおりとなっております。

また、25ページ目でございますが、7の(2)として日本型子どもにやさしいまち、CFCと通常言っているようでありまして、チルドレン・フレンドリー・シティーズというような訳であります。子どもにやさしいまちをつくらうということで、ユニセフが主体となって現在全国で5つの市町村を挙げて検証作業をし、今日の教育における、子育てにおける格差問題であるとか、あるいは子どもにやさしいまちはどうやってつくったらいいとか、そういう検証作業を行うということになっております。これについて現在委嘱を受けた市町村は、北海道では安平町とニセコ町、宮城県富谷市、東京都町田市、奈良県奈良市の5つでありまして、今後各機関との連携のもと、ユニセフが進めようとしている日本型子どもにやさしいまちというものについて一緒になって協力をして進

めてまいりたいというように考えています。

次、25ページの中ほどであります、ニセコハイツ等の入居状況、記載のとおりとなっております。

また、以下、各教室、それからエキノコックスの健康診断、育児セミナーの開催等、28ページ目までそれぞれ開催を記載しております。

あと、中ほどに14として4町村遠隔健康支援事業の第2回講演会ということで、ニセコからも38名の皆さん参加をいただいて、脳卒中の予防と再診治療法について講義を受けてきたところでありませう。

以下、子どもの関係の健診についても27ページまで記載させていただいております。

27ページ目の上段ですが、エキノコックス症予防（駆除）対策の結果ということで、記載のとおり書いております。ボランティアの皆さんの大変なご尽力に感謝を申し上げたいと思います。

また、19として産後ケアの相談事業、記載のとおり進めております。

以下、20番目、平成30年度地域包括支援センターの運営状況、11月現在まで総合相談、地域ケア会議、介護予防事業、高齢者の声かけ事業等、それから28ページにおきましては各健康教室や家族介護の支援事業で行った会議、あるいは（5）のところではありますが、介護予防プランの作成状況、介護予防ケアマネジメント業務につきましてそれぞれ記載のとおりとなっております、また一番下であります、（7）として救急情報キットの配付、332件というふうになってございます。

それでは、29ページ目をめくっていただきまして、農政課の関係であります、1として水田農業生産状況及び産米の出荷状況、それぞれ記載したところであります。ことしにつきましては、長雨の影響で1等米比率が本当に大きく下がっており、農家の皆さんのご尽力に敬意を表するとともに、今後とも支援をしていきたいというように思っております。

次、30ページ目ではありますが、2としてニセコ町産業貢献者表彰ということで、10月13日、ニセコ町民センターの産業まつりの席上においてこの表彰式を行ったところであります。産業貢献者につきましては、吉原善孝さんが農業部門で高収益野菜、これはブロッコリーの作付の推進、栽培技術の向上への取り組み、近藤孝志さんにおかれましては商工部門であります、商工行政の推進及び新たな特産品開発への取り組み等におきまして、町民センターにおいて表彰式を行ったところあります。

その中段から下であります、4としてくにみ産業祭への出展ということで、災害時連携協定を締結している国見町の産業祭にそれぞれニセコ町の農産物を出展させていただいたところあります。

以下、各視察、あるいは特産品交流フェアへの出展等、記載のとおりとなっております。

また、31ページ目、7、8とそれぞれニセコ農観連携協議会の主催する町との共催事業につきましてそれぞれ記載のとおり開催をしたところあります。

その下、9として集約草地の利用状況であります、5月30日から10月16日まで延べ140日間ということで、記載のとおりとなっております。

また、10として平成30年度有害鳥獣被害防止対策支援事業の状況について、電気柵等を含めて記

載のとおりとなっております。今後来年に向けても有害鳥獣対策強化していかなければならないものというふうに考えております。

次に、32ページ目、11として間伐材の売り払いについて、記載のとおりとなっております。

12、13、14とそれぞれ明暗渠掘削事業、農業用水路の補修事業、農地等災害復旧単独事業の実施状況、記載のとおりとなっております。

次、32ページ目、下段であります。国営農地再編推進室の業務内容等であります。これにつきましては、促進期成会の役員会の開催を9月20日と各地区推進委員会、それぞれこの間に各地域で開催をし、33ページ目の上段であります。町内の現地の見学会等も行っております。

また、北海道教育庁による埋蔵文化財の現地調査も11月19日から記載のとおり行っているところでもあります。

また、農地再編整備につきましては、高校生の理解ということで、2のところ記載のとおり、事業について現地見学等もしていただいたところでもあります。

その下のほうで、全国土地改良の大会でありますとか、農業農村整備に関する中央要請、あるいは農業農村整備の集いへの参加、記載のとおりとなっております。

次、34ページ目であります。商工観光課の関係であります。天候不順等の影響で、記載のとおり入り込み等につきましては前年から見減っております。この中で、インバウンドと言われる海外の宿泊客も総体では減っておりますが、延べ宿泊数は若干ふえているというような状況が表となっております。

その下、2としてニセコ観光圏担当者会議の開催ということで、記載のとおりそれぞれ担当者会議を開催させていただいているところでもあります。

次、35ページ目であります。全国観光圏推進協議会シンポジウムということで、それぞれ3町村の観光地域づくりマネジャーの方に出席をいただいているところでもあります。

中ほど、5として東京ニセコ会と連携したプロモーションということで、10月5日から10月8日まで、東京ニセコ会の皆さんの大変なご尽力によりまして代々木公園での北海道産直フェアにニセコ町のブースを構えて出展をさせていただいているということで、約40万人が来訪されたということで、好評のうちに終わったというように聞いております。

その下、一番下であります。外国人患者対応に関する地域意見交換会の開催ということで、後志総合振興局におきまして外国人の皆さんの病院や薬局における対応等について意見交換をしたというような状況であります。

次、36ページ目であります。上から2段目の9として小樽商科大学地域連携会議の開催ということで、商科大学との連携事業について進めているというような状況であります。

また、その下、10として北海道新幹線後志開業効果活用検討会議幹事会専門部会ということで、それぞれ担当職員による意見交換が進められております。

以下、道の駅を初め、各講演関係等の商工関係の各種会議を記載させていただいております。

次、37ページ目であります。16として各観光関連のイベント、それぞれ記載のとおり、ニセコスターフェス、ニセコハロウィン、あるいはJRさんの大変なご努力によりまして特急ニセコ号の

運行、あるいは団体臨時列車、それから特に11月17日には元気です北海道号ということで、ニセコ駅におりられまして、ニセコ町内のホテルで昼食をとっていただくということで、臨時列車を動かしていただいたところであります。

以下、フットパスセミナー、あるいは町内各スキー場の安全祈願祭等、記載しているところでもあります。

38ページ目の中段であります、19としてニセコスキー場安全利用対策連絡協議会の総会が12月6日、またその総会の後に続いてニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の総会がそれぞれ行われております。今シーズンに向けてさらに安全なスキー場となるよう、官民挙げて努力していくという意味確認が行われたところであり、特に冬のニセコが世界にPRされた大きな要因としてはニセコルールというものがあまして、このニセコルールの価値を高め、持続する取り組みを強化していこうということの意味確認が行われたということでもあります。

次、39ページ目ではありますが、ニセコ・ウインター・スタッフトレーニングプログラム2018がそれぞれ記載のとおり開催をされておまして、倶知安警察署やオーストラリア大使館、各関係機関のご尽力によりまして、この地域のクオリティーを上げるということの情報共有、あるいは勉強会が行われたところでもあります。

22としてニセコリゾート観光協会の取締役会が10月12日、それから40ページ目にありますが、25として株式会社キラットニセコの実業団が26日に開催をされております。

39ページ目の23であります、ニセコ主要宿泊施設連絡会が開催され、宿泊、観光面についての情報、意見共有、意見交換がなされたところでもあります。

39ページ目、後段、24として平成30年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯入館状況、記載のとおりとなっております。前年対比では5.1%、全体伸びているというような状況であります。

次、40ページ目ではありますが、2つ目ではありますが、26としてニセコビジネススクール2018の開催ということで、小樽商科大学との連携によりビジネススクールを開校しておまして、ニセコ町商工会が主催をして実施いただいているところでもあります。

また、27としてポイントカード、綺羅カードにつきまして記載をさせていただいております。このキッズカード、子育て支援ポイントカードにつきましては、11月末現在登録者351名となっております。

以下、28としてにぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況を書いております。

また、29としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、41ページ目上段まで記載のとおりとなっております。

次、41ページ目、中段以降であります、建設課の関係であります。ニセコ町営住宅入居者選考委員会が9月21日、10月18日、それぞれ開催されております。

また、綺羅街道住民会議が開催されており、綺羅街道の景観形成地区における届け出状況、あるいは町並みのガイドライン等について協議が行われています。

その下、3として除雪事業者との連絡会議、10月12日、ニセコ町民センターで行われまして、住民の皆さんから除雪路線についての意見、要望も伝え、除雪対策について万全を期すということの

意思確認がなされているところであります。

次、42ページ目であります。4として国土利用計画法に基づく土地取引の状況についてという事で記載しております。近年いまだにニセコ町が水資源を買われているでありますとか、さまざまな乱開発が行われているような情報を言っているマスコミ等もございまして、その辺については正しい情報をきちっと出す努力を今後さらに強化してまいりたいというふうに考えております。

その下、5として景観条例に基づく協議状況、9月から11月までは開発事業5件、屋外広告物2件という状況になっております。

また、6として空き家活用意向調査の実施ということで実施しておりますが、回答数がちょっと少ないということもありますので、今後こういった空き家の活用についてさらに調査をして進めてまいりたいというふうに考えています。

次、その下、7としてニセコヘリポート、場外離発着場の活用についてということで、6月定例会において行政報告いたしました加森観光株式会社へのヘリポート用地及び管理棟の貸し付けについて、会社側の都合によりヘリコプター格納庫の建設が中止となったということでもありますので、町有地等の貸し付けは行わないということにしております。ヘリポートにつきましては、6月30日付で公共としての提供を廃止しておりますが、今後も引き続き場外離発着場としての有効活用に努めていきたいと考えております。

次、上下水道課の関係であります。43ページをおめくりいただきたいと思います。1として曾我地区（第2）の配水管漏水事故について9月14日、それから2として曾我地区（第1）配水管破裂事故について9月29日、3として曾我地区（第2）の配水管漏水事故について11月6日、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、44ページ目であります。農業委員会の関係であります。農業委員会の研修会等、記載のとおりとなっております。

また、3として10月26日、町内全域にわたって農業委員の皆さんによります農地パトロールが行われております。

以下、視察の状況等、記載のとおりとなっております。

次、45ページ目、羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署の関係であります。各種の査察や訓練、研修等、それから消防団の幹部会議等、記載のとおりとなっております。5として羊蹄山ろく消防組合の招集訓練、10月11日、それから6として秋の火災予防運動が10月15日、ニセコ町内一円で火災予防パレード等行われたところでございます。

また、46ページ目、上段であります。蘭越消防団、ニセコ消防団の合同訓練が10月25日、字西富、蘭越町昆布で合同による火災防御訓練が開催されたところであります。

中ほど、9として災害出動、以下救助出動や台風による災害への出動、火災出動、警戒出動等、47ページ目までそれぞれ消防で出動したものについて記載しております。この中で、47ページ目の一番下になりますが、灯油の流出事故が12月3日にありました。これは、12月3日の朝に町内給油所の移動タンク貯蔵所から灯油が流出したとの情報があり、役場、消防、北海道、北海道開発局ともに対応し、排水や尻別川への流出も確認し、対応処理を行ったところであります。これらにつき

ましては、当日中に流出処理については対応しており、以後当該事業者において油がしみた土の処理等、適切に対応いただくということになっているところであります。

以上、消防の関係であります。48ページ目に出動件数等、記載のとおりとなっております。49ページ目以降、建設工事、委託事業等について記載しておりますので、後ほどごらんいただければありがたいと思います。

以上、第8回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、引き続きまして私のほうより第8回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行わせていただきます。

教育行政報告。

平成30年12月12日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1として教育委員会の活動を記載しております。（1）、教育委員会議につきまして、①、9月3日に第8回定例会を開催いたしまして、報告事項3件、議案2件、協議案2件について審議をしております。協議案では、平成31年度当初予算への要望事項について各学校ごとにヒアリングを行っております。

②、10月1日、第9回臨時会におきましては、報告事項4件、議案1件について審議をしております。また、その他といたしまして、ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事設計変更について等7件について説明及び協議を行っております。

③の11月15日開催の第10回定例会におきまして、報告事項4件、議案4件の審議、その他として学校給食センター施設の増築改修計画等、説明及び協議を行っております。

2ページに移りまして、（2）、研修、会議等につきまして、先ほど町長からの行政報告にもありましたように、①として10月4日から2日間、長野県安曇野市で開催されました子育てと教育を考える首長の会研究会に参加してまいりました。この会は、恵庭市長を中心に発足され、子育て環境の充実を目指した特色ある取り組みについて視察や協議、実践を行うことを目的とし、それに賛同する全国の市町村長及び教育関係者で組織されているものであります。今年度は、長野県が進めている自然保育をテーマに開催され、基調講演として安曇野市で特色ある自然保育を進めている依田敬子氏がその保育内容について、記念講演として山梨県河口湖で自然体験学校を運営しているタレントの清水国明氏が体験活動の一環とこれからの若い世代に育みたいことなどについて講演を行ったところであります。2日目に、自然保育を取り入れている信州型やまほいく認定園の2つの施設を視察してまいりました。両園ともに施設周辺の環境を生かし、幼児が自然の中で伸び伸びと遊び、学んでいる状況を見てくることができました。今回の視察内容を参考に、今後の本町の幼児センターのよりよい保育環境の整備について検討してまいりたいと考えております。

続いて、②としまして10月24日の後志管内教育委員の研修会、③には北海道町村教育委員会連合会教育長部会の研修会につきまして記載のとおりでございます。

下段の④、美しい教育のまち連合総会につきまして、全国約50名から成る教育長のネットワーク

の会ではありますが、今年度は11月30日、福岡県の福岡市で開催されました。この総会の後ではありますが、3ページをめくっていただきまして、⑤のNITSカフェin福岡、⑥の教育行政幹部職員セミナーに参加をしております。内容につきましては記載のとおりではありますが、⑤のNITSカフェにおきましては講師として前文部科学大臣補佐官の鈴木寛氏を迎え、現在進んでいる教育改革についてなぜ変革が必要かについて講演をいただいたところでもあります。今後の教育推進に生かしていく所存でございます。

続いて、(3)、教育施設訪問、10月10日に教育委員とともに町内総合体育館など、所管各施設の視察及び管理運営状況の説明及び意見交換を行い、今後の整備等に向けて状況等を把握しているところでございます。

続きまして、大きな2となります学校教育の推進についてです。まず、(1)、学校運営につきまして、町内各学校の参観日、運動会等、それから4ページに移りまして学芸会などの各行事、交流、体験学習等について記載のとおりでございます。各学校それぞれ地域の環境や教育資源を生かした活動、体験に取り組んでおり、このような学習を通して人と人とのコミュニケーション、あるいは課題に向き合う力を育ててまいりたいと考えております。

続いて、⑤になりますが、学校における研究活動について記載をしております。初めの丸ではありますが、全道へき地複式教育研究大会後志大会が9月21日に後志管内8町村で開催され、昨年に引き続き近藤小学校が第3分科会の会場となり、3、4年生及び5、6年生の算数の公開授業及び研究協議を行ったところでもあります。広く全道から集まった参加者から、一生懸命に取り組む子どもたちの様子について高い評価の声が上がっておりました。

次に、5ページをめくっていただきまして、11月にニセコ小学校、ニセコ中学校で公開授業を行いました北海道国際理解教育研究大会後志大会について記載をしております。

次に、⑥として会議、研修、⑦には後志教育局の学校教育訪問指導について記載をしております。

また、引き続きまして、⑧、ニセコ中学校の開校70周年、統合50周年記念式典の内容について記載をしております。

6ページに移りまして、(2)、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。初めに、①の調査概要については記載のとおりでございます。今年度は4月17日に実施し、小学校6年生、中学校3年生を対象に国語と算数、数学、そして3年ごとに実施されます理科の3教科について学力調査及び生活習慣等に関する質問紙調査を行っております。中段ほどの②の結果概要につきまして、まず教科に関する調査の結果については、小学校6年生につきましては知識に関するA問題及び活用に関するB問題ともに国語、算数、理科、全国を上回るという結果になっております。中学校3年生につきまして、国語のA問題、B問題、数学のA問題が全国と同じ程度、数学B及び理科につきまして全国をやや上回るという結果になっております。

7ページをめくっていただきまして、生活習慣に関する調査結果では、学習に対する関心、意欲、態度の面で算数、数学の勉強が好きだという児童生徒の割合は昨年と比較し、やや小中学生ともに低い傾向にありました。学習時間等につきましては、1日に1時間以上勉強する児童生徒、ふだん1日当たり30分以上読書する児童生徒の割合は、小学生では昨年より低い傾向、中学校では家庭学

習は低く、読書のほうはやや高い傾向にありました。学習、生活意識の面では、将来の夢や目標を持っている児童生徒は小学校では100%、中学校では67.6%となっており、これは昨年度と比較して高い傾向になっております。また、地域や社会の出来事に関心のある児童生徒は、小学校では55.9%、中学校では79.4%ということで、昨年度と比較し、小学生では低くなっておりますが、中学校では高い傾向になっております。この調査の結果につきましては、今年度本町を含めた道内175市町村が公表について同意をし、北海道教育委員会の報告書及びホームページに教科全体の状況や分析、学力向上策などの概要が掲載されております。また、本町の教育委員会のホームページにも同様に掲載しているところでございます。

続いて、(3)の就学支援につきまして、10月5日に平成31年度就学予定児童49人について健康診断及び知能検査、言語検査を実施いたしました。また、9月19日、10月29日には教育支援委員会を開催し、支援を要する児童生徒についての審議を行っております。

8ページに移りまして、(4)には児童生徒の状況、続いて(5)には学校保健関係につきまして記載をしております。学校保健関係につきましては、長年の学校歯科医としての功労をたたえ、学校保健功労者表彰を学校医であります菊地みち子氏が受賞しております。

9ページをお開きいただきまして、(6)、学校安全につきまして、①、10月22日の原子力防災訓練の様態につきまして、②に災害対策に伴う各学校の臨時休業の状況を記載しております。9月及び10月の台風、地震等の影響で町内各学校におきまして臨時休業の措置をとりました。その結果、小中学校におきましては冬季休業を2日間短縮し、授業時数の確保を図る回復措置を行っているところでございます。

続いて、中ほどの(7)、子ども議会につきまして、本会議後の一般質問内容に関連した実践活動として、ライオンアドベンチャー及びニセコリゾート観光協会の協力を得まして、町内の自転車観光ガイドツアー体験及び子ども観光マップの作成に取り組んでいるところでございます。10月2日には、一人一人に活動修了証を交付いたしました。この様子につきましては、広報11月号に特集記事として掲載されております。まちづくりへの子どもの参加ということで、子ども議員につきましては大変貴重な機会になったと捉えております。

次に、(8)のニセコスタイルの教育の実施状況につきまして、①、コミュニティ・スクールの関係で、9ページ下段にありますように、全国コミュニティ・スクール研究大会への参加、10ページに移りまして、第2回コミュニティ・スクール委員会の開催につきましては記載のとおりでございます。

次にあります学校給食試食会ではありますが、これはコミュニティ・スクール委員会の中に4つの部会がありますが、その一つである健やかな体部会の主催により、11月26日に開催したものであります。一般住民、それから保護者など44名が参加し、栄養教諭による講話、朝御飯の大切さ、そして給食試食を行いました。参加者につきましては、これから子どもが学校に入る若いお父さん、お母さん方、それからお年寄りまで幅広く集まったところでございます。初めて給食を食べる方も多く、講話の後には質問が出るなど、本町の給食を知ってもらおう機会になったとともに、食への関心を高めることができたと考えております。

続いて、②の一貫教育の関係では、英語部会長であるニセコ小学校教頭が大分県の佐伯市の国の研究指定校を視察した内容について記載をしております。このように先進校の授業や実践を参考に、本町における小学校英語教育の一層の充実を目指してまいります。

次に、(9)、幼児センターの関係につきまして、①、園の行事につきまして10ページから11ページにかけて記載をしております。

②にはフッ化物洗口の状況を記載しております。

③に入園児童の状況を記載しておりますが、1カ所訂正をお願いいたします。この表にありますが、一番下の広域に入園している児童であります。備考欄にありますように、倶知安、蘭越のゼロ歳児、2歳児、それぞれ1名ずつおまして、合計が4人ではなくて3人ということで、4を3ということで訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、12ページに移りまして、④、預かり保育、⑤、子育て支援センター関係、13ページに進みまして、一時保育、休日保育等について利用者の状況を記載しております。

⑧、子育て講座等事業実施の状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に、14ページの中ほど下に(10)、ニセコ高等学校関係につきまして、①の生徒募集に向けた活動といたしまして、一日体験入学及び倶知安中学校での学校説明会を開催いたしまして、11月21日、22日には、昨年同様2日間、札幌市内の中学校12校を訪問してまいりました。その中で、各学校の管理職及び進路担当者に本校の特色ある活動や町の支援について説明及び入学案内を行ったところでございます。1月の出願に向けて、町内外の中学校とより一層の連携を保ち、生徒募集に努めたいと考えているところでございます。

続いて、15ページをめくっていただきまして、中段下ほどに修学旅行とありますが、マレーシアの見学旅行について記載をしております。今年度2年生生徒17名が参加し、昨年から行っているクアラランプール市内街頭にてニセコ町の観光PR、パンフレット配布を実施したところでございます。現地のYTLホテルスタッフの全面的な支援のもと、子どもたちの安全が保たれる中、生徒にとって英語を駆使しながら現地住民と交流を図り、非常に印象深く、大きな成果が得られた活動だったと報告を受けているところでございます。

次に、その下、⑦にニセコ高等学校創立70周年記念式典、祝賀会について記載をしております。

16ページに移りまして、一番上、校内実績発表大会、公開実施をいたしました。例年よりも28名という多く来場者がある中、日ごろの学習成果についての非常に熱がこもった発表をそれぞれ生徒がしておりました。最優秀及び優秀賞1席、2席のグループにつきましては、1月の地区大会に出場し、さらに全道大会を目指してこれから取り組むところでございます。

次に、⑨、各種大会の参加状況について記載をしております。丸の3つ目ではありますが、第69回日本学校農業クラブ連盟全国大会にこしは1年生2名が出場し、生活科学区分の齊藤野の花さんにつきましては見事に優秀賞を獲得しております。

次に、17ページに進んでいただきまして、上段、⑩に現在のところの生徒進路内定状況を記載しております。現在のところ、就職予定者13名のうち10名、進学予定者9名のうち5名が内定を得ているところでございます。さらに、4年進級の生徒が1名おり、合計では内定率、現在のところ69.6%

という状況でございます。

次に、(11)、学校給食センター関係で、昨年に引き続き、①にありますように羊蹄山麓愛食デーを10月26日、山麓の7カ町村で実施をしたところです。本町ではリーフレットを配付するとともに、近藤小学校、ニセコ中学校におきまして栄養教諭による食育指導を実施しております。地元でとれる野菜への親しみや生産者への感謝の気持ちを育むことができた取り組みになったと考えております。

続いて、大きな3になりますが、社会教育、社会体育の推進についてであります。(1)、社会教育活動につきまして、①、放課後子ども教室、②、寿大学の各月の学習会の内容について記載しております。

18ページの中ほど下になりますが、(2)、文化、図書活動として、①に有島記念館展示事業として、第30回有島武郎青少年公募絵画展について記載をしております。今年度は応募作品として227点の作品が寄せられ、4名の審査員により慎重に審査した結果、最高賞の有島武郎賞につきましては初めて出品した富良野高校3年生、安部聖哉さんの作品が受賞いたしました。なお、本町の中学生の作品も水彩の部で2点入選をしております。

続いて、19ページをめくっていただきまして、有島記念館普及事業、各種コンサートの状況、③には有島記念館の第2回の運営委員会の開催状況について記載をしております。

④、その他有島記念館事業としまして、まず丸の1つ目ではありますが、昭和53年に有島記念館開館以来、来館者が90万人を達成いたしました。ちょうど11月3日の折に90万人に到達いたしました当該者に記念品等の贈呈を行っております。今年度も順調に入館者数が伸びておりまして、4月からの累計数が既に昨年度1年間の入館者数に間もなく達する見込みでございます。今月22日からは冬の藤倉英幸展が始まる予定であり、さらに多くの方々に楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

次に、その下でありますけれども、11月3日から6日まで、薩摩川内市を訪問しております。これは、有島武郎の父、有島武の生誕地である薩摩川内市を訪れ、川内まごころ文学館でちょうど開催中の明治維新150年記念有島武展を見学、担当者や研究者との懇談を行ってまいりました。また、同時に、薩摩川内市とは有島を縁とした青少年の交流を図っているところであり、教育委員会の挨拶訪問も同時に行っているところでございます。なお、今月24日からは、薩摩川内市の小中学生25名が来町し、スキー体験、あるいは本町の子どもたちと交流する予定でございます。

次に、20ページに移りまして、⑤として学習交流センターあそぶっくの10月までの利用状況及び⑥にあそぶっくの会の活動状況について記載をしております。

21ページめくっていただきまして、中ほどになりますが、今年度の文化協会の事業について記載をしております。今年度の文化まつりにおきまして、書道の大道政彦氏、踊りの菅原千枝子氏、俳句の中下正子氏が今年度の文化奨励賞を受賞してございます。

次に、22ページに移りまして、(3)になりますが、社会体育、スポーツ活動について記載しております。北海道日本ハムファイターズの野球教室、第36回ニセコマラソンフェスティバル、第60回北海道スポーツ推進委員研究協議会への参加については、記載のとおりでございます。

23ページに進みまして、上段に第39回全町9人制バレーボール大会の状況について記載しており

ます。9チーム165名が出場し、今年度は有島Aチームが優勝しております。

次に、⑤として学校アスリート訪問事業を実施しまして、11月27日には、ニセコ小学校におきまして池谷直樹氏を招き、小学生及び教職員を対象とした体操教室を実施しました。また、11月30日には、ニセコ中学校全校生徒による岩崎由純氏の進路道德授業を開催しております。

最後に、⑥の札幌冬季オリンピック・パラリンピック招致活動につきまして、11月26日に北海道、札幌市、倶知安町及び本町のスキー関係者等が出席をいたしました招致活動に係る札幌・ニセコ地区の連携会議に向けた打ち合わせを行っております。内容としましては、札幌市よりこれまで経過等の説明があったほか、2030年招致実現並びに競技力向上に向け、ニセコにおける国際大会の誘致や大会経験の蓄積、人材育成などへの取り組み等についてスキー関係者による協議を行ったものであります。

続いて、24ページには11月30日に札幌市において開催されました招致期成会の報告会について記載をしております。ここでは、2030年大会へのシフトについての報告、大会招致に向けた機運の醸成、札幌地区とニセコ地区の連携という内容であります。

なお、最後に、口頭でありますけれども、1件報告をいたします。昨日の夕方であります、ニセコ小学校の1年生男子児童が町民センター前の横断歩道を横断中に車に接触するという交通事故が発生いたしました。児童をすぐ倶知安町内の病院、その次には札幌市内の病院に搬送し、きのうのうちに処置、検査をしたところ、骨折等のけがは若干ありましたが、幸い命には別状ないという報告を受けているところです。さらに詳細につきましては、これより関係者との連絡をとり合っていきたいと思いますが、まず何よりこの児童が一日でも早く回復し、学校に復帰することを願っております。また、早速各学校におきましては、すぐ交通事故の発生と児童生徒への注意喚起について連絡をしたところでもあります。今後もこのような事故が起きないように、再発防止に努めてまいります。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 請願第2号

○議長（高橋 守君） 日程第5、請願第2号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）の採択を求める請願書については、会議規則第91条の規定に基づき産業建設常任委員会に付託します。

◎日程第6 認定第1号

○議長（高橋 守君） 日程第6、認定第1号 平成29年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、新井正治君。

○決算特別委員長（新井正治君） それでは、報告いたします。

本年9月12日の第6回ニセコ町議会定例会において本特別委員会に付託されました平成29年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、去る9月12日、8名の委員出席のもとに本特別委員会を開催し、まず正副委員長の互選を行い、委員長に私新井を、副委員長に青羽雄士君を互選しました。次に、10月24日及び25日の両日、決算特別委員会を開催し、8名の委員により一般会計及び5特別会計全般にわたる審査を実施しました。審査内容は、決算書及び法令に基づき提出されました各関係書類により慎重に審査した結果、内容等に誤りがないものと認め、別紙審査報告書のとおり認定すべきものと決しましたので、報告します。

なお、審査の中で次のような指摘がありましたので、述べたいと思います。歳入では、引き続き税や使用料の確実な徴収とともに、自主財源確保の取り組みを進められたい。歳出では、中長期的な展望に立った計画のもと、今後とも効率的な事業執行を図られたい。町有地にある立木も含め、財産管理に関して町全体で計画性を持って進めること。備品や土地等は、定期的に現地や現有確認を行われたい。

詳細は、後ほどお手元の決算特別委員会報告書をお読みください。

以上、平成29年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略します。

これより認定第1号 平成29年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、平成29年度ニセコ町各会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号から日程第13 議案第7号

○議長（高橋 守君） 日程第7、議案第1号 請負契約の変更について（ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事（建築主体工事））の件から日程第13、議案第7号 指定管理者の指定について（ニセコ町曾我活性化センター）までの件7件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） よろしくお願ひいたします。日程第7、議案第1号 請負契約の変更に

ついてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。議案第1号 請負契約の変更について（ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事（建築主体工事））。

次のとおり平成30年6月14日に議決を受けた請負契約の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、変更契約の目的、ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事（建築主体工事）。

2、変更契約の金額、変更前の契約金額2億2,788万円、変更後の契約金額2億4,065万6,400円、1,277万6,400円の増額です。

3、変更契約の相手方、浦野・石塚経常建設共同企業体、代表者、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店代表取締役、浦野隆志。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

ただいまご説明いたしましたニセコ高校屋内体育館耐震改修工事の建築主体工事につきましては、去る10月31日に開催されました臨時会において設計変更にかかわる補正予算を議決いただいたところであり、設計変更の内容につきましてもその際に説明を申し上げたとおりでございますが、アリーナ橋脚の基礎部分の追加を含む8点の工事を追加するものでございます。その後最終的な内容精査の上、11月16日付で工事の請負事業者である浦野・石塚経常建設共同企業体から設計変更にかかわる承諾を得たところです。これに基づき、設計変更による契約金額の変更、増額になりますが、その変更について本議案として付議するものでございます。なお、工事期間の変更はございません。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第8、議案第2号から日程第13、議案第7号の指定管理者の指定についてご説明いたします。

まず、議案の4ページをお開きください。議案第2号 指定管理者の指定について（近藤地域コミュニティセンター）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字近藤258番地35及び272番地26、名称、近藤地域コミュニティセンター。

2、指定管理者に指定する団体、名称、近藤親交会。

3、指定する期間、平成31年、2019年の1月1日から平成33年、2021年12月31日まで。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

近藤地域コミュニティセンターにつきましては、近藤親交会に指定管理を任せておりましたが、本年12月31日に期間が満了となります。これまで良好に管理運営をいただいていることから、改めて再指定したいということでございます。11月28日にニセコ町指定管理者選定委員会に諮問し、その答申を得て、今回議案として提出するものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。議案第3号 指定管理者の指定について（元町地域コ

コミュニティセンター)。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字元町240番地及び243番地、名称、元町地域コミュニティセンター。

2、指定管理者に指定する団体、名称、元町親交会。

3、指定する期間は、平成31年、2019年の1月1日から平成33年、2021年12月31日まで。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

先ほどと同様でございまして、元町親交会にこれまで良好に管理運営をいただいていることから、改めて再指定をしたいということでございます。

続きまして、8ページをごらんください。議案第4号 指定管理者の指定について（里見地域コミュニティセンター）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字里見67番地4、名称、里見地域コミュニティセンター。

2、指定管理者に指定する団体、名称、里見地区親交会。

3、指定する期間は、平成31年、2019年1月1日から平成33年、2021年12月31日まで。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらと同様でございまして、里見地区の親交会にこれまで良好に管理運営をいただいていることから、改めて再指定したいということでございます。

続きまして、10ページになります。議案第5号 指定管理者の指定について（ニセコ地域コミュニティセンター）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字ニセコ138番地8及び139番地8、名称はニセコ地域コミュニティセンター。

2、指定管理者に指定する団体は、名称、ニセコ親交会。

3、指定する期間は、平成31年、2019年1月1日から平成33年、2021年12月31日まで。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらと同様でございまして、ニセコ親交会にこれまで良好に管理運営をいただいていることから、改めて再指定をしたいということでございます。

続きまして、12ページをお開きください。議案第6号 指定管理者の指定について（福井地区コミュニティセンター）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字福井379番地2、名称、福井地区コミュニティセンター。

2、指定管理者に指定する団体、名称、福井地区親交会。

3、指定する期間、平成31年、2019年1月1日から平成33年、2021年12月31日まで。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらでもこれまでと同様で、福井地区の親交会に管理運営をいただいていることから、改めて再指定をしたいということでございます。

14ページになります。議案第7号 指定管理者の指定について（ニセコ町曾我活性化センター）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字曾我127番地1、名称、ニセコ町曾我活性化センター。

2、指定管理者に指定する団体、名称、曾我親交会。

3、指定する期間は、平成31年、2019年1月1日から平成33年、2021年12月31日まで。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらでも同様でございまして、11月28日にニセコ町指定管理者選定委員会に諮問し、その答申を得て、曾我親交会にこれまで良好に管理運営をいただいていることから、改めて再指定をしたいということで、今回議案として提出するものでございます。

議案第2号から第7号に関する説明は以上でございます。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 請負契約の変更について（ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事（建築主体工事））の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 請負契約の変更について（ニセコ高校屋内体育館耐震改修工事（建築主体工事））の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 指定管理者の指定について(近藤地域コミュニティセンター)の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 指定管理者の指定について(近藤地域コミュニティセンター)の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 指定管理者の指定について(元町地域コミュニティセンター)の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 指定管理者の指定について(元町地域コミュニティセンター)の件を採決

します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 指定管理者の指定について(里見地域コミュニティセンター)の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 指定管理者の指定について(里見地域コミュニティセンター)の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 指定管理者の指定について(ニセコ地域コミュニティセンター)の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 指定管理者の指定について（ニセコ地域コミュニティセンター）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 指定管理者の指定について（福井地区コミュニティセンター）の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 指定管理者の指定について（福井地区コミュニティセンター）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号 指定管理者の指定について（ニセコ町曽我活性化センター）の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 指定管理者の指定について(ニセコ町曽我活性化センター)の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時57分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第8号から日程第22 発議第3号

○議長(高橋 守君) 日程第14、議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から日程22、発議第3号 国保の抜本的改革を求める意見書案までの9件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第14、議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の16ページをお開きください。議案第8号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

17ページをお開きください。初めに、提案理由について読み上げます。提案理由、平成30年度の人事院勧告において、ボーナス(期末勤勉手当)の増額改定が勧告されたことから、議会議員に係る期末手当の支給月数0.05カ月引き上げを行うこと及び6月期と12月期の支給割合を改定するため、本条例を提出するものでございます。

それでは、今回の改正の内容について、別紙でお配りしております新旧対照表と資料、ニセコ町議会定例会説明資料、裏側に資料1と書いてありますが、こちらでご説明をさせていただきます。資料のほうを見ていただきまして、資料の1というものでございます。一番上の段、ニセコ町議会

議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、新旧対照表では1ページとなります。この内容につきまして、期末手当を平成31年度以降、6月支給割合100分の212.5を222.5に改正、12月支給割合100分の227.5を222.5に改正をいたします。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

議案に戻っていただきまして、17ページの下段でございます。この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、平成30年11月30日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議がされております。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

18ページをごらんください。議案第9号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにつきましても提案理由について読み上げますので、19ページの下段のほうをごらんください。提案理由、平成30年度の人事院勧告において、ボーナス（期末勤勉手当）の増額改定が勧告されたことから、特別職に係る期末手当の支給月数0.05カ月引き上げを行うこと及び6月期と12月期の支給割合を改定するため、本条例を提出するものでございます。

それでは、こちらにも改正の内容につきまして別紙の先ほどの資料と新旧対照表をごらんいただきながらご説明をいたします。別紙の資料、資料1の大きな2段目になります。特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、新旧対照表では2ページとなります。こちらの期末手当については、これまで別表にて定めていた額を条文にして定めております。先ほどの議員報酬と同様に、平成31年度以降、6月支給割合100分の212.5を222.5に改正、12月支給割合100分の227.5を222.5に改正をいたします。

この条例につきましては、平成31年4月1日から施行いたします。

議案の19ページの下段に戻っていただきまして、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、平成30年11月30日にニセコ町議員報酬等審議会にて審議がされてございます。

議案第9号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の20ページをごらんいただきたいというふうに思います。なお、議案の説明に入る前に、議案の訂正を1カ所お願いいたします。議案の24ページでございます。議案の24ページの中ほど、第2条とありますが、第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するという第2条の3段目の最初に「にに」と「に」が重複してございます。この「に」を1つ削除をお願いしたいというふうに思います。大変申しわけございません。

それでは、議案第10号、20ページでございます。議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらは25ページに提案理由を書いておりますので、こちらを読み上げたいというふうに思います。25ページの下段のほうでございます。提案理由、平成30年度の人事院勧告において、給与水準の増額改定及び宿日直手当の支給上限額の改定等が勧告されたことから、給料表及び勤勉手当の支給率、宿日直手当支給上限額並びに期末手当の6月期と12月期の支給割合の改定に関する規定の整備を行うため、本条例を提出するものでございます。

それでは、この改正内容につきましても先ほどの別紙、資料1と新旧対照表でご説明をさせていただきます。資料1の中ほどになります。職員の給与に関する条例の一部改正で、新旧対照表では3ページから最後の11ページまでになります。まず、平成30年度の給与改定で、上の二重丸からです。給料の給料表の改正につきましては、初任給で1,500円、若年層で1,000円、その他400円を引き上げます。こちらは、公布の日から施行し、平成30年の4月1日から適用いたします。

次の二重丸です。勤勉手当の支給割合の改正については、一般職では平成30年度12月支給割合100分の90を95に改正、平成31年度以降、支給割合を92.5に改正をいたします。再任用につきましては、平成30年度12月支給割合100分の42.5を47.5に改正、平成31年度以降、支給割合を45に改正をいたします。こちらも公布の日から施行いたしますが、平成30年4月1日から適用いたします。

次に、二重丸の3つ目です。宿日直手当の支給上限額の改正については、支給上限額4,200円を4,400円に改正をいたします。こちらも公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

次に、期末手当の支給割合の改正につきましては、一般職では平成31年度以降、6月支給割合100分の122.5を130に改正、12月支給割合137.5を130に改正をいたします。再任用につきましては、平成31年度以降、6月支給割合100分の65を72.5に改正、12月支給割合80を72.5に改正をいたします。この改正につきましては、平成31年4月1日から施行いたします。

それでは、議案の25ページにお戻りいただきまして、25ページの一番下でございます。この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第10号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第11号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊、横長の議案書をご用意ください。1ページ、一般会計補正予算の議案でございます。議案第11号 平成30年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,285万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,224万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは、次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページを飛ばしていただきまして、5ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

6ページをごらんください。歳出でございます。下の合計の欄でございますが、今回の補正額2,285万8,000円の財源につきましては、国、道支出金で243万1,000円、地方債で1,520万円、その他財源で88万1,000円、一般財源が434万6,000円でございます。

説明の都合上、歳出の13ページから説明をさせていただきます。13ページ、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費では45万円の計上です。町長等の出張旅費について当初道外への出張を30件程度と見込んでいましたが、今年度は道外への用務が多く、30件を超える見込みとなっております。特に主な増の要因といたしましては、環境省が進める予定の地域環境共生圏計画のための首長会議、厚生労働省が進める福祉における首長会議、災害対応に関するトップセミナー等で不足が見込まれるため、今後の用務等に係る必要額を補正計上させていただいております。

4目基金積立費において25節積立金、社会福祉基金積立金においては1件1万円の指定寄附があったことによる補正でございます。

6目企画費、15節工事請負費では光ケーブル移設工事55万3,000円の計上です。北電柱やN T T柱の老朽化等に伴う新設、廃止がふえ、また新築に係る光ケーブルの新設、引き込みがふえているため、工事請負費を補正するものでございます。今回の補正は、字西富、字ニセコほか全6件分となります。19節負担金補助及び交付金ではバス路線維持費補助46万5,000円の計上です。こちらは、福井線の維持費補助で、内訳として人件費の増加及び燃料単価の高騰による経費の増額と運賃収入が減額していることから、補助金を増額する必要があるため、補正するもので、実績見込み額367万8,000円から当初の予算額321万3,000円を差し引いた46万5,000円の計上でございます。なお、当該路線につきましては蘭越町からニセコ駅までの路線でありまして、距離案分により蘭越町とともに補正するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金補助及び交付金では、14ページになりますが、北海道自治体情報システム協議会負担金151万2,000円の計上です。こちらは、マイナンバーカードの利用促進、女性活躍社会実現の一環としてマイナンバーカードへの旧姓併記を可能とすることに伴い、既存住基システムの改修をするため、北海道自治体情報システム協議会への負担金を補正するもので、国から同額の財源補填があり、歳入で同額計上してございます。

15ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、13節委託料では高齢者私道除雪委託料35万7,000円、高齢者私道除雪サービス利用件数1件の増加に伴い、除雪委託料の補正計上でございます。

4目国民年金事務費、19節負担金補助及び交付金では北海道自治体情報システム協議会負担金6万4,000円の計上です。国民年金法等の改正に伴い免除等が拡大され、システム改修が必要となるため、北海道自治体情報システム協議会への負担金の補正でございます。

2項児童福祉費、1目児童措置費、19節負担金補助及び交付金では年末年始こども会開設運営事業補助29万5,000円の計上となっております。こちらは、年末年始に両親の就労により家庭での子育てが困難な方に対し、子育てママの会が開設する経費の一部を補助するものでございます。曾我活性化センターを使用し、試行的に行います子育て支援事業に支援し、開設期間は12月31日から1月6日までを予定してございます。補助する経費は、曾我活性化センターの使用料やこども会の運営経費に充当することとしてございます。23節償還金利子及び割引料では補助金等返還金12万2,000円の計上です。平成29年度の児童手当交付金の額の確定に伴う超過交付分の返還金の補正となっております。

16ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金では簡易水道事業特別会計の補正予算に伴う歳入歳出均衡による繰出金2万6,000円の補正計上でございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費、11節需用費の消耗品では78万円の補正です。生ごみの収集量が10月末現在、前年度比5.4%の増加となっております。今後生ごみ指定袋の不足が予想されるため、補正するものでございます。当初の予算額899万9,000円に対して購入見込み額977万9,000円で、差し引き78万円の計上となっております。

17ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、6目農地費、19節負担金補助及び交付金では多面的機能支払交付金事業交付金28万円の計上です。こちらは、国営事業の施行及び農地転用により農地面積が変動したため、交付金を増額補正するものでございます。

10目農業経営基盤強化促進対策費、19節負担金補助及び交付金では経営体育成支援事業補助71万円の計上です。国の平成30年度補正予算で実施されます北海道胆振東部地震及び平成30年台風21号被災地向け経営体育成支援事業、これは融資主体型の補助になりますが、この経営体育成支援事業について個人事業者より1件、ハウス営繕資材について補助要望があったため、補正するものでございます。この事業費の内訳につきましては、別冊でお配りしております補正予算の資料のナンバーワン、こちらを開いていただいた1ページの中ほどに表にして記載をさせていただいておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。なお、こちらは町が間接補助事業者となり、歳入歳出同額の計上を行ってございます。21節貸付金では新規就農資金貸付金100万円の計上です。平成30年度は既に3人の新規就農資金貸付金の執行を行っておりまして、新たに1人の申請が行われる見込みとなったため、増額補正をするものでございます。

18ページになります。7款商工費、1項商工費、2目観光費、19節負担金補助及び交付金ではニセコ周遊バス運行事業補助307万円の計上です。周遊バスにつきましては、観光協会が運行しておりますが、料金収入、町の補助金及び北海道観光振興機構補助金により運行を予定しておりましたが、北海道観光振興機構の補助金が今回得られないこととなったため、町の補助金を増額して維持するものでございます。本年度冬期の観光入り込みは増加すると見込んでおりまして、二次交通として

必要なため、増額する補正計上でございます。また、ニセコ駅の利用状況を踏まえまして、バスを増便するための経費についてもあわせて補助金を増額する内容となっております。

19ページになります。8款土木費、2項橋梁費、3目除雪対策費、13節委託料では町道等除雪委託料708万1,000円の計上です。除雪委託業務について国土交通省による労務単価及び日本建設機械施工協会による機械損料の増額の改定に伴いまして設計変更を行うため、委託料不足額を補正するものでございます。内訳といたしまして、人件費については1日当たりの労務費が900円から1,000円の増額の改定、建設機械の損料については1時間当たりの損料が除雪ダンプトラック、歩道用ロータリー車で3,000円の増額、拡幅専用車サイドウイングで9,400円の増額改定となっております。当初の予算額1億3,482万1,000円に対して、設計変更予定額1億4,190万2,000円となります。

5項都市計画費、1目都市計画総務費、12節役務費では相続財産管理手数料予納金として50万円の計上でございます。こちらにつきましては、所有者不在で放置されている空き家、字本通105番地7となりますが、この場所につきましては別紙の補足資料の2ページに場所を記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。ニセコ駐在所の隣というか、横というか、その場所になります。この所有者不在で放置されている空き家につきまして、周辺住民の生活環境と町道の安全確保を図るため、裁判所に財産管理人の選任申し立てを行います。当該空き家につきましては、居住していた所有者が平成18年に死亡し、法定相続人は平成19年に相続放棄の процедуруに裁判所に行き、管理者不在となっております。隣接しております交番や町道への屋根の落雪も確認されております。また、家屋の老朽化が進み、倒壊のおそれもあることから、裁判所に申し立てをすることとし、裁判所に納める相続財産管理手数料予納金として50万円を補正するものでございます。予納金につきましては、選任されました管理人である弁護士の報酬、財産調査費用、公告、これは官報の掲載になりますが、その公告手続の経費としてあらかじめ納めるものでありまして、財産管理終了時点で精算がされます。なお、当該建物は、裁判所の手続が終わる2年後、平成32年度に町で解体し、土地を取得する方向で裁判所及び管理人と協議を進めることとしてございます。

6項下水道費、1目下水道整備費、28節繰出金では公共下水道事業特別会計の補正予算に伴う歳入歳出均衡による繰出金16万7,000円の補正計上となります。

7項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費の修繕料では185万7,000円の補正計上です。公営住宅等で11団地、400戸分の修繕料として630万円、1戸当たり平均約1万5,500円を予算計上してございますが、当初見込みに比べ公営住宅の修繕が増加しており、今後修繕料が不足することが予想されるため、必要額を補正するものでございます。

20ページになります。9款1項1目消防費、19節負担金補助及び交付金の羊蹄山ろく消防組合負担金では226万2,000円の計上です。ニセコ支署において人事院勧告や実績に伴う職員給与等で136万8,000円の増額、燃料単価高騰に伴う燃料費で60万円の増額及び経年劣化により小型積載車1台分のスパイクタイヤが破損していたためスタッドレスタイヤへの更新等の費用として12万円が必要となるため、負担金を補正するものでございます。

次に、21ページになります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の光熱水費では29万円の計上です。今年度も各小学校の児童数が増加し、また学級数もふえている中で、引

き続き節電に努めておりますが、当初の見込みより電気使用量が増加しているため、予算が不足することが見込まれることから、電気料について補正するものでございます。18節備品購入費では一般備品で72万8,000円、来年4月からの各小学校での就学児童数の増加やニセコ小学校での学級数の増加に伴い、新年度に向けて今年度中に整備が必要な備品類を補正するものです。内訳として、ニセコ小学校の学級配置備品として書画カメラ、大型テレビ及びテレビスタンド、給食配膳台で41万1,000円、担任教諭1名増に伴う教員用の机と椅子、ノートパソコンで17万9,000円、最後に近藤小学校の児童用の机と椅子各5台で13万8,000円、合計72万8,000円の計上となっております。次に、教材備品では1万4,000円、こちらも同じ理由により、ニセコ小学校の学級で使用する授業用のCDプレーヤー1台分を計上しております。以上、備品購入費合計で74万2,000円の計上でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費では一般備品で4万2,000円、中学校で使用しております生徒用の机につきましては生徒の成長に合わせて各サイズの机を選んでおりますが、小学校と同様、新年度に向けて過不足の確認を進めました。この結果、大きいサイズの机が不足していることが判明したため、新年度開始までに整備をしておきたいことから、机5台分を補正するものでございます。

5項1目幼児センター費、11節需用費の修繕料では8万6,000円、幼児センターの暖房器具について配管の圧力系及び不凍液のタンクバルブが経年劣化により不都合が出て修繕が必要なため、補正するものでございます。

22ページになります。7項保健体育費、3目給食センター費、11節需用費の修繕料では13万7,000円、給食配送車の積み込み用ドライ式作業台が経年劣化によりキャスターや天板に不都合が発生しているため、修繕経費を補正するものでございます。

23ページになります。23ページが11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費では、道路、公営住宅の災害について財源として災害復旧事業債並びに町有建物災害共済金が充当できる見込みとなったことから、財源内訳の変更でございます。

5項文教施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費では、教員住宅2棟の災害について財源としてこちらも災害復旧事業債並びに町有建物災害共済金を充当できる見込みとなったことから、財源内訳の変更です。

2目社会教育施設災害復旧費では、親子の坂の災害復旧について、こちらも財源として災害復旧事業債を充当できる見込みとなったことから、財源内訳の変更でございます。

続いて、歳入について説明をいたします。7ページにお戻りください。7ページ、歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金では社会保障・税番号制度システム整備補助金151万2,000円の計上です。歳出でも説明をいたしましたが、マイナンバーカードへの旧姓併記に伴うシステム改修について全額国から補助されることによる計上でございます。

8ページになります。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金では強い農業づくり事業補助金71万円、こちらは国の平成30年度補正予算で実施されます北海道胆振東部地震及び平成30年台風21号被災者向け経営体育成支援事業、融資主体型補

助について1件の補助要望があったため、補正するもので、町が間接補助事業者となり、歳入歳出同額の補正となっております。なお、今回の事業については、台風21号によるハウスの修理によるものでございます。次に、多面的機能支払交付金20万9,000円の計上です。こちらは、国営事業の施行及び農地転用等により農地面積が変動し、多面的機能支払交付金事業交付金が増額となるため、道補助金も増額補正するものでございます。

9ページ、17款寄附金、1項寄附金、2目1節指定寄附金では、9月定例議会後に指定寄附金1件1万円を受けたことから、歳入補正を行い、同額を基金として積み立てを行います。

10ページになります。19款繰越金、1項1目繰越金では、1節前年度繰越金、歳入歳出予算の収支均衡を図るため434万6,000円の計上です。

11ページ、20款諸収入、5項雑入、4目雑入、23節雑入の元気な担い手育成対策事業負担金では20万円の計上です。農業協同組合に加入しております方の後継者1名が新規就農資金貸付金対象者となったため、農業協同組合負担金について補正するものでございます。次に、町有建物災害共済金では67万1,000円、平成30年9月5日に台風21号接近に伴う強風により町有建物施設において被害が発生し、町有建物災害共済が適用されるため、補正するもので、内訳として綺羅街道のごみステーションで3万7,800円、新有島団地で31万257円、望羊団地で14万5,800円、教員住宅の有島で10万980円、教員住宅の本通で7万6,680円の合わせて67万1,517円の計上となっております。

12ページになります。21款町債、1項町債、10目災害復旧債、2節公共土木施設災害復旧事業債では、歳出でも説明をいたしました各災害について一部災害復旧債を充当できる見込みとなったことから、1,460万円を補正するものでございます。該当箇所といたしまして、こちらの補足資料の中ほどに、これから説明をいたしますが、その場所を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。その該当箇所の内訳でございますが、まず1つ目に昨年大雪に伴う融雪水により発生をいたしました公共土木施設災害、町道等4路線、これは町道桂台開拓第一号線、町道ルベシベ通、町道真狩川沿線、親子の坂で920万円、2つ目には平成30年7月5日の大雨により発生した公共土木施設災害、それと町道ニセコ登山道路で260万円、3つ目には平成30年9月5日の台風21号接近に伴う暴風により発生した公共土木施設災害、町道真狩川沿線、檜川河川敷地について280万円の大きくこの3つ合わせて1,460万円の計上となっております。2節のその他公共施設災害復旧事業債では、平成30年9月5日の台風21号接近に伴う強風により被災した公営住宅及び教員住宅について災害復旧事業債を充当できる見込みとなったことから、60万円を補正するものでございます。

次に、4ページをごらんください。4ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました公共土木施設単独災害復旧事業及びその他公共施設災害復旧事業の追加補正を行うものでございます。公共土木施設単独災害復旧事業については、限度額が1,460万円、その下、その他公共施設災害復旧事業については限度額60万円で、いずれも起債の方法は証書借り入れで、利率は年利2.5%以内、償還の方法は10年以内で、うち据え置き2年以内、その他記載のとおりでございます。なお、24ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。

議案第11号については以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第12号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

補正予算の議案の25ページをお開きください。議案第12号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,782万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が26ページ、歳出を27ページに載せてございます。

28ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入、29ページが歳出でございます。歳出の下の合計欄でございますが、今回の補正額2万6,000円の財源については全て一般財源となっております。

それでは、先に31ページをお開きください。31ページ、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料では一般職給で5,000円、3節職員手当等で期末手当、勤勉手当合わせて2万1,000円、いずれも人事院勧告に伴う増額補正となっております。

32ページから33ページは給与費の明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

次に、30ページ、歳入でございます。2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、歳入歳出補正予算に伴う収支均衡による一般会計繰入金2万6,000円の増額補正となっております。

議案第12号については以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

35ページをお開きください。議案第13号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成30年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,986万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が36ページ、歳出を37ページに

載せてございます。

38ページから歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入、そして39ページが歳出でございます。歳出の下の合計欄でございますが、今回の補正額16万7,000円の財源については全て一般財源でございます。

先に、歳出の41ページをお開きください。41ページ、歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料では人事院勧告に伴う一般昇給で9,000円の増額補正です。3節職員手当等では、職員の扶養手当と寒冷地手当は扶養家族の増加に伴う増額、住宅手当は職員の住所変更に伴う増額、期末手当、勤勉手当は人事院勧告に伴う増で、合わせて15万8,000円の増額計上となっております。

42ページから43ページは給与費の明細書ですので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、40ページの歳入でございます。4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、歳入歳出補正予算に伴いまして収支均衡による一般会計からの繰入金16万7,000円の増でございます。

議案第13号については以上でございます。

なお、本補正予算にかかわります各会計総括表及び各会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別冊の補正予算資料一覧の資料ナンバーワンのほうに記載してございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

私からの提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、斉藤うめ子君。

○4番（斉藤うめ子君） 意見書を提出させていただきましたので、読み上げさせていただきます。

この意見書は、この議題にありますように、ハラスメントのない議会を目指して意見書を提出させていただきました。これは、私は議会改革の一步としていきたいと思っております。

それでは、意見書案を読ませていただきます。ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める意見書案。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、略して候補者男女均等法が衆参議院全会一致で可決成立し、5月23日から公布、施行されました。この法律は、男女が半々であるにもかかわらず、日本の女性議員比率が世界の女性議員比率と比べ、世界193カ国中158位と先進国として最下位であり、民主主義が反映しているとは言えません。そのため、余りにも少な過ぎる国会や地方議会の女性議員をふやすために、できる限り男女が均等、同数になるように決められた法律です。

しかしながら、議会の実態は性差別や人権侵害等、女性が安心して参画できる議会ではありません。全国フェミニスト議員連盟が2014年6月に行った自治体議会における性差別体験アンケートによると、約半数以上の女性議員が議員や職員から各種のハラスメントを受けている実態が明らかになりました。特に女性議員比率が非常に少ない1人から2人の議会で発生することが多いようです。法律が成立してもこのような女性議員へのハラスメントが横行している環境では、立候補する女性がふえるとは思われません。民主的なジェンダー平等の議会文化をつくっていくためにも、最もおこなっている女性の政治参画をはばむ要因を取り除き、議会におけるハラスメントの実態を明らかにし、少しでも平等でハラスメントのない議会を目指していかなければなりません。列国議会同盟、

I P Uは、2012年10月26日、ジェンダーに配慮した議会のための行動計画を全会一致で採択しました。参加各国には可能な限りその周知を図り、国レベルでこれを実施することを強く要請されていますが、日本では議会への周知や広報及び取り組みもほとんどなされていない状況です。そこで、早急に全ての自治体議会において上記行動計画に基づく方針に取り組み、議会が襟を正す姿勢を示すよう、国の指導を強く要望します。

ハラスメントとは何か、それは基本的人権侵害であり、議会の品位をおとしめることであり、全ての議員や議会スタッフがあらゆる形態での差別のハラスメント、いじめや嫌がらせのない環境で仕事ができるよう行動規範を定め、国際基準であるジェンダーに配慮した議会への認識を深めるための研修、勉強会等を行うこと、また議会会議規則に人権侵害、差別的言動をしてはならない旨の項目を追加し、対策を講じるよう国が指導することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、少子化対策担当大臣、男女共同参画担当大臣、地方創生担当大臣、内閣官房長官、内閣府男女共同参画局。

以上です。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員、発議2号はやらないのですか。

○4番（齊藤うめ子君） それでは、続けまして、ハラスメントのない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望書案を読み上げさせていただきます。

その前に、まずただいま意見書を読み上げましたけれども、この要望書というのは今読み上げました意見書とほぼ内容は同じです。提出先が違っております。

それで、まず一言説明、読み上げる前に、この要望書のほうは今読み上げました意見書と重複していることもあり、一部省略させていただきますけれども、まず意見書案で読み上げたジェンダーに配慮した議会のための行動計画とはというところがあるのですが、この中でまずジェンダーとは何かということをちょっとだけ説明させていただきたいと思います。ジェンダーとは、歴史的、社会的、文化的に形成された性別で、何が女性的で何が男性的かをあらわす概念と言われています。さらに補足説明すると、ジェンダーとはあらゆる社会において男性ないし女性にとってふさわしいと考えられている役割、思考、行動、表象全般を指します。男性にとっては男らしさであり、女性にとっては女らしさであるとしています。次に、ジェンダーに配慮した議会とは何かというところですが、これについての内容というのは非常に分厚いので、私はこれを簡単にこの中から二、三文言を拾って説明させていただきたいと思いますが、ジェンダーに配慮した議会というのはどういうものか。まず1、女性の意見を取り入れるため、ジェンダーの概念を政策展開やその活動に組み込む議会の能力である。ジェンダーの平等や女性の地位に関する委員会の設置や女性議員のジェンダー予算の使用等を言います。それから次、2番目、議会の運営上、制度上の文化が挙げられる。議会の施設、開会時間、ジェンダーに配慮した予算の振り分け等に反映されています。制度上の文化とは、当初男性によって設計された制度から生まれた長期間採用されてきた不文律や規範、慣行等を指します。議会が男性的な制度を有していることは、長年にわたり定着し、一般され、当然のこととされていて、最近まで余り注目されていませんでしたが、ジェンダーに配慮した議会

をつくることは家族に優しく、嫌がらせや暴力のない労働環境を創設することであり、同時に男女双方にとって最善の言葉と実践を伴った新たな制度的文化を発展させることが求められています。ジェンダーの平等は、人権の問題なのです。ジェンダーに配慮した議会になるためには、歴史的に男性優位で設計されてきた議会の制度を変更することが重要であり、そのために男性議員の協力が欠かせません。自治体の代表機関である議会こそがほかに先駆けてジェンダーに配慮した議会の実現に取り組むことが求められています。これがジェンダーに配慮した議会のための行動計画の概略です。

続きまして、先ほどの意見書と重なるところがありますが、一部省略して読み上げさせていただきます。

ハラスメントがない女性が安心して参画できる議会になるよう求める要望書案。

実際議会の実態は、性差別や人権侵害、女性が安心して参画できる議会ではありません。全国フェミニスト議員連盟が2014年6月に行った自治体議会における性差別体験アンケートによると、約半数以上の女性議員が議員や職員から各種のハラスメントを受けている実態が明らかになりました。特に女性議員比率が非常に少ない1人から2人の議会で発生することが多いようです。法律が成立してもこのような女性議員へのハラスメントが横行している環境では、立候補する女性がふえると思われません。民主的なジェンダー平等の議会文化をつくるためにも、最もおくらしている女性の政治参画をはばむ要因を取り除き、議会におけるハラスメントの実態を明らかにし、問題を提起し、少しでも平等でハラスメントのない議会を目指していかなければなりません。列国議会同盟、I P Uは、2012年10月26日、ジェンダーに配慮した議会のための行動計画を全会一致で採択しました。参加各国には可能な限りその周知を図り、国レベルでこれを実施することを強く要請されていますが、日本では議会への周知や広報及び取り組みはほとんどなされていない状況です。そこで、早急に全ての自治体議会において上記行動計画に基づく方針に取り組み、議会が襟を正す姿勢を示すように議長会としての対応を強く要望します。

記、1、議会会議規則に人権侵害、差別的言動をしてはならない旨の項目を追加するよう議長会としての見解を示すこと。

2、全ての議員や議会スタッフ、あらゆる形態での差別、ハラスメント、いじめや嫌がらせのない環境で仕事ができるよう、行動規範を定め、国際基準であるジェンダーに配慮した議会への認識を深めることの研修を行うこと。

2018年12月12日、北海道虻田郡ニセコ町議会議長、高橋守。

提出先は、全国都道府県議会議長会会長、全国市議会議長会会長、全国町村議会議長会会長。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、三谷典久君。

○6番（三谷典久君） 発議第3号 国保の抜本的改革を求める意見書案。

意見書案は、お手元の議案のとおりです。

ここでは提案理由を説明させていただきます。国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国民健康保険が他の医療保険制度と比べ著しく不公平で、庶民に思い負担を強いる制度になっています。国保

料が高過ぎることにより、北海道では9万6,000の滞納世帯があり、全加入世帯の12%を超えています。高過ぎる保険料は、住民の暮らしを苦しめるだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会や全国町村会などの地方団体は、国保を持続可能とするためには抜本的な財政基盤の強化が必要と主張し、2014年には公費を1兆円投入し、協会けんぽ並み負担率にすることを政府与党に求めています。現在の国保の構造的な危機が生じたのは、1つは国の国保への定率国庫負担が削減されたこと、次に国保加入者の構成がかつては7割が農林水産業と自営業だったのが今では43%の無職、34%の非正規雇用などの被用者で合わせて8割近くを占めていることにあります。国保料が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる要因に、国保にしかない均等割、平等割という保険料算定があります。被用者保険の保険料は、収入に保険率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。国保料は、所得割、資産割、均等割、平等割を合算して算定され、このうち資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能ですが、世帯員の数に応じて係る均等割は法律で必ず徴収することが義務づけられています。現行の国保制度には災害等で所得が激減した人の保険料を一時的、臨時的に免除する仕組みはありますが、常設の免除制度ではありません。一時的に困った人は助けるけれども、ずっと困っている人は助けないという矛盾を持っています。こうした制度のもと、所得が生活保護基準を下回る人に重い保険料が課されたり、所得が保護基準をぎりぎり上回る境界層が国保料を支払うことで所得が保護基準以下になるケースが全国で発生しています。滞納者からの保険証取り上げは、批判が高まり、減少していますが、正規の保険証が発行されない世帯は引き続き100万を超え、受診抑制による重症化死亡事件が全国で起こっています。失業や病気、事業の不振などで国保料が払えなくなった加入者に追い打ちをかけ、命と健康を脅かすことはあってはなりません。高過ぎる保険料問題の解決は、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても重要な政治課題であり、以下の施策を実施することを求めるものです。

1、国保の定率国庫負担の増額を要望している全国知事会、全国市長会、全国町村会などの要求である公費1兆円を投入して、協会けんぽ並み負担率にすること。

2、均等割、平等割を廃止し、国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。

3、困ったときに困った人を助ける国保制度にするため、生活困窮者の国保料を免除し、その費用は国保で補う国の制度をつくること。

4、保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げをなくすこと。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導をやめること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会の議決

○議長（高橋 守君） お諮りします。

議事の都合により、12月13日から12月18日までの5日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、12月13日から12月18日までの5日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

なお、12月19日の議事日程は当日配付します。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 2時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)